

厚生労働大臣の定める揭示事項

当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

急性期一般入院料 5（25床）・地域包括ケア入院医療管理料 2（28床）を届けています。
1日に勤務する看護職員（看護師及び准看護師）は16人以上です。なお、時間帯毎の配置は

- ・朝9時～17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は18人以内です。
- ・深夜0時～9時、看護職員1人当たりの受持ち数は18人以内です。

2. 基本診療料の施設基準

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ◇急性期一般入院基本料 5 | ◇入退院支援加算 2 |
| ◇地域包括ケア入院医療管理料 2 | ◇データ提出加算 1 |
| ◇患者サポート体制充実加算 | ◇短期滞在手術等基本料 3 |
| ◇診療録管理体制加算 3 | ◇重症者等療養環境特別加算 |
| ◇医師事務作業補助体制加算 20 : 1 | ◇救急医療管理加算 |
| ◇医療安全対策加算 2 | ◇看護職員配置加算 |
| ◇感染対策向上加算 3 | ◇夜間100 : 1 急性期看護補助体制加算 |
| ◇病棟薬剤業務実施加算 1 | ◇看護補助体制充実加算 3 |
| ◇サーベイランス強化加算 2 | ◇認知症ケア加算 |
| ◇連携強化加算 | ◇せん妄ハイリスク患者ケア加算 |

3. 特掲診療料の施設基準

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| ◇がん性疼痛指導管理料 | ◇がん患者指導管理料 |
| ◇在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 | |
| ◇検体管理加算（Ⅰ） | ◇胃瘻増設術（経皮的内視鏡下胃瘻増設術、
腹腔鏡下胃瘻増設術を含む） |
| ◇検体管理加算（Ⅱ） | |
| ◇CT撮影及びMRI撮影 | ◇二次性骨折予防継続管理料（1） |
| ◇外来化学療法加算 2 | ◇二次性骨折予防継続管理料（2） |
| ◇外来腫瘍化学療法診療料 2 | ◇二次性骨折予防継続管理料（3） |
| ◇運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◇酸素の購入単価 |
| ◇呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） | ◇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） |
| ◇がん患者リハビリテーション科 | ◇入院ベースアップ評価料 |
| ◇薬剤管理指導料 | ◇在宅療養支援病院 |
| | ◇看護職員処遇改善評価料 |